

令和4年度 太平小学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「太平小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示します。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
そのための対応の基本を（さ）最悪の事態を想定して、（し）慎重に、（す）素早く、（せ）誠意をもって、（そ）組織的に対応するとしていきます。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

（いじめ防止対策推進法第2条より）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたります。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別します。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していきます。

2. 子どもの権利条例の理念を踏まえた取組

- ・子どもの意見表明権を重視した主体的な取組として、子ども一人一人がいじめの問題を考え、意見を述べ合うなど主体的な活動（いじめをなくす標語づくりなど）に取り組む。
- ・子どもがいじめのない安心して生活できるような学習・生活環境づくり（太平小の学びの基本、生活のきまりに基づいた指導など）を行う。

3. いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成や成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で発達段階に合わせて指導する。特に、何がいじめなのかをしっかりと理解させるとともに、いじめられている子どもの気持ちを理解させる。また、いじめる側の子どもの指導、支援もきめ細かに行い、再発防止に努める、
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることもあわせて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業や活動を日々行い、自己肯定感、自己有用感をはぐくむ。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育をはじめとする心の教育と学級指導の充実に取り組む。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査（市教委実施1回を含む）年2回実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うこと（教育基本法第10条の規定）や、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

<ネットいじめの未然防止>

- ・児童・保護者にネット環境の情報を伝え、ネットでのいじめの特徴の注意喚起をする。
- ・他のいじめと同じように、社会で許されないことはネット上でも許されることはないことを児童に伝える。
- ・教育課程に位置づけられた情報モラル教育を充実させる。

4. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

<早期発見にむけて…「変化に気付く」>

- ・児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。また、声をかけた子どもの反応が「大丈夫」と疑いを否定するような反応であっても、他の教職員と情報を共有する。
- ・アンケート調査等を活用し、児童のかかわっているあらゆる集団の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・授業中を含め、登下校、休み時間、放課後の見守りなどのいじめを受けているとされる子どもやいじめを知らせてきた子どもの安心・安全を確保する。いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励まし、心のケアを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。また、その対応について教育委員会に相談し助言をもとめるかどうかを判断する。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。家庭訪問など直接保護者と会って事実関係をその日のうちに迅速に伝える。対応策について丁寧に説明し、了承を得る。

5. 校内体制について

- ・「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、学年、適宜必要に応じて、関係職員、スクールカウンセラーや特別支援巡回相談員など含め、目的に応じて、弾力的にする。
- ・役割として、「学校基本方針」に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成と実行、検証及び修正を行う。また、いじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談、疑いがあった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

6. 教育委員会をはじめ関係機関、家庭、地域との連携について

- ・いじめの重大事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・必要に応じて、警察、児童相談所、教育センター、医療機関、民生児童委員、区家庭児童相談員等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA、学校評議員会、学校関係者評価委員会や中学校区健全育成会、地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。

* 重大事態とは

- ・児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・相当の期間（年30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告や調査に当たる。

本校 いじめ防止基本方針に基づく組織的ないじめ対応の流れ

